

## 栃木県後期高齢者医療広域連合公告式条例

平成19年2月1日  
条例第2号

改正 平成19年3月28日 条例第24号  
改正 平成20年2月14日 条例第2号  
改正 平成21年2月10日 条例第1号  
改正 平成22年2月9日 条例第1号  
改正 平成23年9月5日 条例第3号  
改正 平成26年2月21日 条例第3号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく条例及び規則の公布その他規程等で公表に関する必要な事項は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、栃木県後期高齢者医療広域連合掲示場に掲示して行うほか、別表の掲示場にその写しを掲示して行うものとする。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して広域連合長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他広域連合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「広域連合長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「広域連合長名」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の名」と、「広域連合長印」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の印」

と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則若しくは広域連合長が定める規程又は広域連合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第24号)

この条例は、平成19年3月31日から施行する。

附 則 (平成20年条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第1号)

この条例は、平成21年3月23日から施行する。

附 則 (平成22年条例第1号)

この条例は、平成22年3月29日から施行する。

附 則 (平成23年条例第3号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第3号)

この条例は、平成26年4月5日から施行する。

別表（第2条関係）

宇都宮市役所前揭示場  
足利市役所前揭示場  
栃木市役所前揭示場  
佐野市役所揭示場  
鹿沼市役所揭示場  
日光市役所揭示場  
小山市役所前揭示場  
真岡市役所前揭示場  
大田原市役所前揭示場  
矢板市役所揭示場  
那須塩原市役所揭示場  
さくら市役所前揭示場  
那須烏山市役所烏山庁舎前揭示場  
下野市揭示場  
上三川町役場前揭示場  
益子町役場前揭示場  
茂木町役場前揭示場  
市貝町役場揭示場  
芳賀町役場構内揭示所  
壬生町役場前揭示場  
野木町役場前揭示場  
塩谷町役場前揭示場  
高根沢町役場前揭示場  
那須町役場前揭示場  
那珂川町役場前揭示場